

水での消火が危険な物質！^{※1}

類別	性質	品名	指定数量 ^{※2} (キログラム)
第1類	酸化性固体	・過酸化カリウム ・過酸化ナトリウム等の 無機過酸化物	第一種酸化性固体(50) 第二種酸化性固体(300) 第三種酸化性固体(1,000)
第2類	可燃性固体	・鉄粉 ・マグネシウム ^{※3} ・アルミニウム	500 100もしくは500 100もしくは500
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	・カリウム ・ナトリウム ・アルキルアルミニウム ・アルキルリチウム	10 10 10 10

※1：危険物の規制に関する政令別表第三からの抜粋で、他にも水による消火が危険なものがあります。

※2：指定数量とは、消防法で貯蔵や取扱いが規制されている量をことです。

※3：マグネシウム及びアルミニウムはその形状等により指定数量が異なります。

- ・上表の品名に記載されている指定数量以上の危険物は、管轄消防署の許可を受けてからでないと貯蔵したり、取り扱うことはできません。(消防法第10条、11条)
- ・指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵したり、取り扱う場合は管轄消防署に届出を行う必要があります。(東京都火災予防条例第31条、58条)
- ・上表以外の物質についても、消防法の危険物に該当し、貯蔵したり、取り扱う場合は消防署の許可や届出が必要となる場合があります。不明な点は最寄りの消防署にお問い合わせください。